

十二月号主要記事

大津町議会臨時会開催

国民年金法の改正

年末は滞納一掃月間です

固定資産税第四期分集合徵収

年末資金大々的貸出し

「歳末掲げ合い」の展開

結核は早期発見と早期治療が第一です

未登録犬がいます

シイタケの栽培を急ぎましよう

養豚大講習会の開催お知らせ

なたねペイロット地区の指定

児童の福音

明春四月入学の御父兄え

等外玄米の政府買上げ決定

農業委員会選挙人名簿登載申請

冬の豚の管理について

合志助役退任

年末の印鑑証明は早目に

新年名刺交換簿受付

よい子の集り 引水子供会
橋本堅氏の特志

養老院の近況

養老院日記

第七回

大津町議会臨時会開催

第七回 大津町議会臨時会は昭和三十六年十一月一日（水曜日）午前十時より招集され西本議長より会期日程について説明され、議案理由の説明があり議案に対する質疑応答がくり返され全議案を、慎重に審議の結果原案通り可決決定されました。

本会議に可決された主なる議案は次の通り

議案第七十六号平川学校建物（講堂、特別教室の建築について）外六件がありました。

国民年金法の一部が改正になりました

死亡一時金がもらえる

六十才から年金がもらえるなど

先の臨時国会において、国民年金法の一部が改正されました。要点は下記の通りです。

一、任意加入者の範囲が広くなります。

現行法では恩給法、厚生年金保険法、各種共済組合法等から老令退職年金をもらつたり、もらう資格がある人は絶対にこの制度に入れない事になつておりますが、改正によって現にそれらの被保険者組合員である者を除ぎ、凡て任意加入出来る事になります。従つて低額受給者や賃料加算制で恩給受給権者となる人でも任意加入出来る事になります。

二、死亡一時金がもらえるようになります。

現行法では「死」時金制度がありませんが、三年以上保険料を納付しておれば、年数に応じて死亡一時金がもらえる事に改正されました。その額は五、〇〇〇円より最高五二、〇〇〇円となります。

三、五年早く、六十才から老令年金がもらえることになりますが、早くもらいたい希望の人（受給資格期間を満たしている人）は少し額は下りますが、六十才から受給出来る事に改正されました。

四、特例老令年金がもらえます。

現在の年金制度では六十五才から老令年金がもらえる事になりますが、早くもらいたい希望の人（受給資格期間を満たしている人）は少し額は下りますが、六十才から受給出来る事に改正されました。

現行法ですと保険料の免除を受けている場合が最低十年間は保険料を納めておかねば、提出年金はもらえませんが、一年以上保険料を納めてあと長期間免除を受けて特例老令年金（有期年金）が支給され、七十才から補完的老令福祉年金の一、〇〇〇円の支給となります。

五、准母子年金が新設されます。

現在の母子年金、母子福祉年金は母が子を養っている場合に限りますが、今度は祖母を孫を、娘が弟妹をといった所謂母子家庭と同じ様な状態（准母子状態）の場合も年金が支給される事に改正になりました。

六、二つ以上の障害が併合認定されます。

二十才に達する前、或は制度創立の三十六年四月一日以前の身体障害程度とそれ以後の身体障害と合せて法定める障害程度に合致すれば障害年金が支給されます。

七、未支給年金が遺族へ承認されます。

現在の福祉年金を受ける方の一月、五月、九月に毎月分づつ繰めてもらわれていますが、その支給日前に本人が死ねば例えまだ受取っていない年金（これを未支給年金といいます）があつても、母子年金をもらえる様になる人を除いて、その他の遺族にはいつさ

完納で町は明かるく伸びて行く



年末は滞納一掃月間です

税金を納めて楽しい正月を迎えましょう

こゝ数年来一部に於ては冷害、病虫害等の被害もありましたけれども、比較的の豊年には早い年が続きましたが本年も心配された数多くの颶風も幸に大した被害もなく農家では農作の中に愈々師走を迎えて供糞、麦作り等はまさに商店街に於ては歳末大売れし等夫々萬事に御多忙の事と存じます。

授て町税の納入については今更とも角申し上げる迄もなく、当町が全国的に見ても現状より更に優秀な町として発展し又金町民が更に一步前利を進める為には先づ第一に納稅成績の向上より外にありません、近年県下は勿論、全国の名市町村共此の納稅率(%)引上

には特に力を注いでいる模様であります、本年三月末

現在の県下に於ける当町の位置は、七城、泗水、南闖、阿蘇、小国等の後屋を浴び八七町で三十三位であります、百参ヶ市町村の中で半分よりも遙か上位にありますので氣分が大分安らぎはしましたがその後何処の町村も懸念に急追して居りますので安心は出来ません。

当町は特に三年前頃から皆様の納稅に対する御理解と御協力によりまして十二月末日現在の納稅成績は32.57%、33年66%、34年65%、35年74%と年々上升線を画いて居りますが本年は十月末に於て既に56%の納稅率を示しておりますので此の歩調で行きますならば本年度

支払わぬ事になつています。

つまり、一月に支給を受けたあと、五月の支給月を前にして四月に本入が死んでると一月、二月、三月、四月の未支給年金はもらえない事になつています。

而し今度配偶者子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹などに支給されることになります。

八、国民年金印紙でも割引きされた有利な前納が出来ます。

現在でも、何年分、或は六十歳までの全被保險者期間分の保険料をまとめて納める前納制度がありますが、この場合保険料は割引きされて大変有利なのが、たゞ一つ現金で納めねばならないので手続の面倒さと言う欠点があります。そこで矢張補うために印紙による前納方式が決定されました。この方式でも勿論現金前納と同じ様に割引きますが、実際の方法としては現在の一〇〇円、一五〇円印紙の外に一円と二〇〇円の印紙が出来ますので、割引額に応じて印紙を組合せて手帳に貼る事になります。割引額について一月の広報に掲載致しましたので参考にして下さい。

九、公的年金の通算調整制度ができる年令年金がもらえます。

公的年金制度には国民年金法の外に厚生年金保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、市町村職員共済組

合法、私立学校教職員組合法、公共企業体職員共済組合法、農林漁業体職員共済組合法に基づく各制度がありますが、現在ではこれらの制度だけで二十年なり二十五年

つめてないと老令年金がもらえない事になつてします。つまり各制度間に何のつながりもない為に転々と移動する年をとても年令年金がもらえない不都合があります。そこでこの不都合をなくする為に出来たのが通算制度ですがどんな場合に支給されるかと言いますと、国民年金を中心として考へた場合、国民年金では保険料一年以上の納付期間が逋算されますので一年以上ある人で

勤働する年をとも年令年金がもらえない不都合があります。そこでこの不都合をなくする為に出来たのが通算制度ですがどんな場合に支給されるかと言いますと、国民年金を中心として考へた場合、国民年金では保険料一年以上の納付期間が逋算されますので一年以上ある人で

(1) 各制度の加入期間を合算した期間が二十五年以上であること。

(2) 逋算対象期間を合算した期間が十年以上であり、その期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。

(3) 国民年金以外のいわゆる被用年金の逋算対象期間を合算した期間が二十年以上であること。

(4) 他の制度(これには恩給などが含まれる)から本来の老令年金(退職)を受ける事が出来るか、その資格期間を満たしていること。

どの誰かに該当する人に支給されます。

以上要点のみ掲載致しました。

(国民年金係)

固定資産税第四期分集合徵収

十二月は左記の通り集合徵収を行います

内外	牧	牧	野川	坂田	林田	内島町	町	町	高尾川	木水林中	中	中	久保田尾	中	12月22日午前
錦	鳥	岩	瀬	大	吹	森	陣	中	平	真杉	小	上	下	12月22日午後	
鳥	岩	瀬	大	吹	森	陣	中	上	高尾	木	水	林	中	12月22日	
岩	瀬	大	吹	森	陣	中	下	下	平	水	林	中	中	12月22日	
大	吹	森	陣	中	上	下	高尾	平	真杉	小	上	下	久保田尾	12月25日	
														12月23日	
														12月25日	



年末資金を大々的に貸出し

大津信用協同組合に

於ては本年度末資金

の特別貸出の申込を

去る十月廿一日より受付を始め三十一日を以て締切り日

町の商工会に於ても組合と同時に希望者を取まとめた結果

、締切当日迄に件数一十五件、金額九百七拾万円の中

込があつたので、十月三十一日午後四時より理事会を開

き審議の結果、件数九十八件、金額八百五拾万円を決

定、十一月一日より貸出しを始め六日迄に殆ど貸出を終

了した様な次第で之の資金は年末資金として熊本県より

四百五拾万円、又大津町より参百万円の予託があり、合

せて七百五拾万円、之に組合の手持金を毫百零万円を含

せ合計八百五拾万円を貸出し、皆さんの年末資金とし

て相妥立つたものと考えて居ります。

尚組合に於ては右の特別貸出に限らず年末には特に資

金の必要な方もあるものと思或る程度の資金も用意し

皆様の御役に立ち度い考へて居りますので此の上も一層

「歳末援け合い」の展開 年末年始を暖かく迎えて いたゞきましょう

本年度共同募金については格別のご協力を賜わり、期日内に完納する事が出来、あつく御礼申上げます。

今年も恒例により各地区毎に歳末援け合い運動を開催し、困窮家庭に暖かく年末年始を迎えていただくよう、皆さま方のご理解あるご協力を心からお願い申上げます。各地区毎に集められました金品は、そのままその地区の困窮家庭に配分せられることになつて居ります。この運動については特に婦人会、民生委員の一体的な連繫活動をお願い申上げます。



結核は早期治療が第一です

早期治療が第一です

商門工芸
会

昭和三十六年度一般住民の結核健診を左記日程により行うことになりました。

結核は今は早期に治療すれば完全に治る病気です。早期発見、早期治療こそ、本人にとっても、家族にとっても、又地城住民の為にも最も大切なことです。

洩れなく検査を受けるようお願いします。

三十六年度一般住民結核健診部落日程

(移動レントゲン車)

区	実施場所	日	時
岩坂	農協倉庫前	十二月十一日	10時～16時迄
鳥子川	区長方倉庫前	十二月十二日	10時～16時迄
森	公民館前	十二月十四日	13時～16時迄
錦野	上揚農協倉庫前	十二月十五日	10時～12時迄
外牧	桐原商店前	十二月十五日	13時～16時迄
内牧	ポンブ倉庫前	十二月十五日	13時～16時迄
瀬田	馬頭銀音前	十二月十五日	13時～16時迄

吹田	農	協	十二月十五日
大林	宝満	神社裏	10時～12時迄
	ボンブ	倉庫前	13時～16時迄
宮本	飯宿	本山商店前	13時～16時迄
多々良	本山商店前	14時～16時迄	十二月十八日
古城	公	山	10時～12時迄
真木	民	宿	11時～12時迄
下猿渡	館	公民館前	12時～13時迄
上猿渡	後次方	十二月二十日	9時～10時迄
御所原	宇野	11時～12時迄	12時～13時迄
馬場	公	13時～14時迄	14時～15時迄
中島	民	14時～15時迄	15時～16時迄
灰塚	館	15時～16時迄	16時～17時迄
今村又喜方	前	16時～17時迄	17時～18時迄
馬	平川小学校	17時～18時迄	18時～19時迄
中島	神社前	18時～19時迄	19時～20時迄
灰塚	今村又喜方	19時～20時迄	20時～21時迄
馬	馬場	21時～22時迄	22時～23時迄
中島	中島	23時～24時迄	24時～25時迄
灰塚	灰塚	25時～26時迄	26時～27時迄

未登録犬がいます

早く登録手続きをして下さい

(十一月二十日現在)

小学校区別 飼犬推定数 登録済数 未登録数

護川小学校区

四三

三六

七

四九

四三

六

四九

四三

七

◇◇◇

十一月号字句訂正について
五ページ乳児男子の部、上野とあるは、字野

◇◇◇

- (1) 昨年の大津弘報でお知らせしました通り飼い犬の放し飼いは条例で禁ぜられていますので御注意下さい。
- (2) 近中に未登録犬の徹底的捕獲が実施されるそうで、ですから愛犬の方は早目に役場(衛生係)に届出、手続きをすまして下さい。
- (3) 未登録犬は勿論、登録犬の放し飼い等によつて他人に迷惑をかけないように致しましょ。
- (4) お詫びにつき訂正します。

計

七四二

六五一

九一

大津

三一〇

二八九

三二

二二

一一

一〇四

一一

二二

シイタケの栽培を急ぎましよう

原木はいまが準備期です

一、原木(平茸)

イ 原木の種類、エノキ、クワ、ムク、ケヤキ、カキ
ミ、タブ、その他特にエノキ、ムクの如き樹皮の
強弱なる樹木であればよい。

ロ 樹今と太さは問わない。

ハ 伐採期は推奨木と同時期でよい

二、接種(打込)

長さ一尺以内に玉切り土中に約五寸程度埋め込むの
穴をあけ種菌を押込みかるく压える
で約一尺五寸を表面に出すので表面に推奨打込要領で
穴をあけ種菌を押込みかるく压える

三、場所

原木(滑木)の立込は宅地の周辺竹林林煙の隅などと
こでも良いが理想としては六邊四輪で菜園葡萄園の下
に原木を並べ立体生産する事も出来る

間株は一尺程度で多量生産に於ては通路も必要とな

る立込を終つたら一〇種程度の切端を滑木の上に五種

厚さにおき日光の直射をさける、直射日光の処では必

ず屋根覆をする

以上の事を説明致しましたが取扱其の他について省略
しますので詳しく述べは役場林務係にお尋ね下さい。
尚十二月中旬頃引水現場に於て稚茸、平茸の栽培講習
会を実施する予定ですので申込みの程連絡致します

経済課林務係

養豚大講習会

開催のお知らせ

一、日時 昭和三十六年十二月十日(日曜日)午前九時三十分より終日

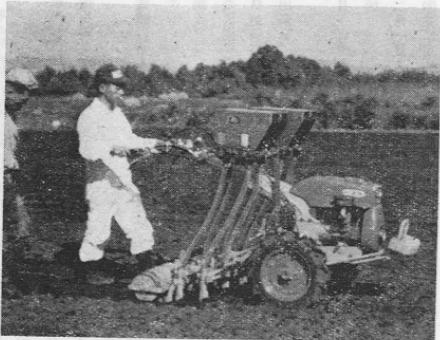
二、場所 大津小学校講堂

三、講師 農林省九州農試 技官 粟原 武先生

熊本県畜産局 畜業課主任技師 穴井 昭三先生

四、講演要旨 粟原武先生によりテキスト作成配付の予定

なたねパイロット地区を指定



麦作転換の一環事業として、熊本県なたね改善対策実施要領に基き、
なたねパイロット地区として杉木下を指定を受けて、生産技術、改善技術の展示および普及をなし、なたね増産を図る目的に依り本年度より3年継続して実施する事になりました。

尚なたねパイロット事業に供用する農機具、施肥播種機の実演講習会を至る11月20日現地に於て実施した。

(写真はなたねの種子まき機械です)

税金はその都度納める心がけ



児童の福音

児童扶養手当法が制定されました

御承知の通り昭和34年11月より無抛出の福祉年金制度が発足し、母子家庭のお母さま方に福祉年金が支給され得るますが、生別世帯或は満二才以上の子と生計を同じくする時は、支給出来なかつたのであります。児童扶養手当法の制定により、受給権が広げられ、児童の心身の健やかな成長に寄与する事を趣旨として支給されるようになりました。次に要綱を記しますのでよく読みまして受給資格者は直に請求申請される様お知らせ致します。

記

一、法制目的

母子家庭が置かれている経済的、社会的状況に鑑み、生別、即ち父と生計を異にしている児童を、監護してゐる母等に対し児童扶養手当を支給する事により児童の福祉を図る事を目的とした所此の手当は児童の心身の健やかな成長に寄与する事を趣旨として支給されるものであり、受給者はその趣旨に従つて用いなければならぬ。

一、児童の定義

義務教育終了前（満十五才に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後統括中学校、盲聾学校、若しくは、養護学校の中学部に在学する場合にはその在学期間を含む）の者を云う。

一、支給要件

1. 次の各号の何れかに該当する児童の母が、その児童を監護する時、又は母がないか、若しくは母が監護しない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を教育するときはその母又はその養育者に対し支給する。
2. 父母が婚姻を解消した児童
3. 父が死亡した児童
4. その他前各号に準ずる状態にある児童

一、支給額

イ、受給する者につき新に監護し又は養育する児童があるに至つた場合の手当の額の改定はその者が認定の請求をした日の属する月の翌月より行う。

ロ、受給する者につき、児童の数が減じた場合における手当額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

イ、支給要件に該当する者が、前年に於て十三万円（支

2. 前項の規定にかゝわらず手当は、児童が次の各号の

何れかに該当する時は支給しない

イ、日本国民でない場合

ロ、日本国内に住所を有しないとき

ハ、父・又は母の死亡について支給される公的年金給付を受ける事が出来るとき、但しその金額につきぞ

ロ、支給が停止されているときを除。

シ、父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

ホ、児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。

ヘ、父と生計を同じくしてゐるとき、但しその者が別表に定める要疾の状態にある時を除く

ト、母の配偶者が養育されているとき。

一、手当額

イ、父と生計を同じくして支給するものとし、その額は児童一人

の場合は、月八〇〇円二人の場合は、一、二〇〇円、三人以上

の場合は、二、二〇〇円にその児童のうち二人を除いた

児童一人につき月二〇〇円を加算支給する。

ロ、手当は毎年一月、五月、及び九月の三期间にそれべく給すべき事由が消滅した日の属する月で終る。

一、支給期間及び支払期月

イ、請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給する。

一、手当額の改定

イ、受給する者につき新に監護し又は養育する児童があるに至つた場合の手当の額の改定はその者が認定

の請求をした日の属する月の翌月より行う。

ロ、受給する者につき、児童の数が減じた場合における手当額の改定は、その減じた日の属する月の翌月

から行う。

イ、支給の制限

イ、支給要件に該当する者が、前年に於て十三万円（支

小さな税にも大きな使命

等外玄米の政府

2. 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座つている事が出来ない程度又は立ち上る事が出来ない程度の障害を有するもの
9. 前後号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働する事を不能ならしめ、かつ當時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10. 精神病にて労働する事を不能ならしめ、かつ當時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11. 傷病が治らないで身体の機能又は、精神に、労働する事

政令第三条の規定に依り事前売り渡し数量を政府買入数量と定め十一月十五日付で指定致しましたので、昭和三十七年二月二十八日までに政府に売り渡し願います。尚全国的な被害に伴い低位品目の多量発生の実態に鑑み下記等外玄米及び規格外玄米を事前売り渡し申込により政府買入れの対象として指定されることになりましたので御承知願います。

買上げが決定しました

一、等外上玄米
二、水分過多乙規格外玄米
三、胴割米混入甲規格外玄米
四、発芽粒及びヤケ米混入甲規格外玄米
五、乳白粒混入甲規格外玄米

等外玄米の政府
買上げが決定しました

尚本件につき、お尋ねの方は厚生課厚生係へお出で下さい。
厚生係

給付要件に該当する者が前年の十一月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とする)を越える所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月迄は支給しない。

二、支給要件に該当するが、又は養育者の扶養義務者が前年に於て所得税がある場合は支給しない。

三、不服の申立

當時の監視又は、介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて厚生大臣が定めるもの

以上児童扶養手当法の要點を抜粋して説明致しまし
たが、本制度の実施に當つては、公的年金を受給して
いたくない児童を扶養してゐる人はその原因の如何を問
はず父と生計を同じくしていない（但し父が発疾の場合を含む）全ての児童を対象としていますので認定請
合の申請をして下さい。



一小経木にまで被害上

森林所有者の一致協力で

松くい虫の完全駆除につとめよう

戦後松くい虫の蔓延に伴い、近年小経木にまで被害を及ぼし拡大しつゝあります。松の今后育林に与へる影響は甚だ大きいものと見受けられ、森林所有者の御協力を切にお願い致しません。

松くい虫は七種類の害虫で何れも幹と皮の間に樹生し
樹幹を空孔し養分の経路を切断して、枯死させるもので

時は相互所有者に通知料を算定せられ所有者もれなく被害を受け、役場又は森林組合まで届出されるようお願いします。また、木津川市は月の期間に累収なされた時は損失補償金が交付されることになつております。この期間経過後、係員が緊密検査に行きますので念のため申添ます。

冬の豚の管理について (4)

冬の腸の管

- は年々減少しつつあります。当地区では、幾分平行状態で、この駆除も完全に枯死した後で、成虫となつて飛散して附近一帯の松林に飛来しますので、これが駆除効果はありません。従つて早期発見による駆除によつて百パーセントの効果となつまつで、森林所有者の御良識によつて自己森林の損失のみでなく、他人の多くの森林に迷惑惑ふることですから、一致協力して被害木を見つめられた

110

農業委員會委員
選舉人名簿登載

農業委員会法施行令第三条の規定により毎年十二月一日現在をもつて農業委員会委員の選舉名簿を調製せねばなりませんので、さきに区長、組長を通じて配布した申請用紙に左記事項を記入し十二月五日まで紙面に捺印して提出して下さい。

左記

イ、一反歩以上の（田畠の計）農地の耕作者、又その

同居の親族又は配偶者

数年間おおむね六十日以上の者

ハ、世帯主との続柄は必ず記入すること

農業委員會事務局

穂わらや麦わらをもつて、さき風のはいらぬ機に防寒設備をするにと粉雪の降りこむ豚舎では食せる「エサ」も寒さ防ぎに使われて血や骨、肉にはならず非常に不経済な飼い方になります。

② 雪を踏み水を実施する

冬になると、とかく部屋にとじこめがちです。暖かい日はつとめて野外に出して、日光浴と運動をさせるに努めます。

(3) 感冒や子バタの下痢に注意すること。
寒さのために子バタは感冒にかかりやすくなつた夜の腹痛
冷えから下痢を起すことがあります。乾燥した暖かい敷草やわらかな中で安眠熟睡をとること。

(4) でんぶんかすの購入をする

でんぶんかすは非常に安い養豚飼料です。明春の二月

三月になると価格も高くなりますので、貯蔵の場所等が
あれば大量に買いこんでおくのが経済的です。又給与に
あたつては過給してアブラブタにしないよう注意すること

二〇

本月は豚コレラの第一回めの予防注射の時期です。他

人で迷惑をかけない様必ず行うこと。発病して泣くより

笑つて予防注射をしませう

本年度の経営を反省し、よかつたところは更に来年延

長して実施し、統計を取つて検討を加え、悪いところは

改良してやるがと新しい金の鋳物を多くの石の中に

用してたどることかより一層の道がとがる

合志助役退任



新大津町
誕生の昭
和三十一年九月十
二日助役に、就任
した合志

武一氏は同三十六年十月三十一日付で退任されました。

氏は旧制盛岡高等農林学校卒業後各県の課長等を歴任、駿府時には南方派遣司政官として活躍。大津町助役、就任後は新町発足の繁忙の中によく坂本町長をたすげ町政発展のために尽力。昭和三十三年四月一日より同三十五年六月九日まで、経済課長も兼務し大津町の産業発展に努めた功績は偉大なものがあり今回の退任は各方面から惜しまれています。

なお同氏は助役退任と同時に今回新たに発足した大津酪農々業協同組合長に、就任しました。

橋本堅氏の特志

一金 売 万 円 也

右は故橋本佐多機の御香典返しとして御会員橋本堅氏より町社会福祉事業に寄贈せられました。

昭和三十六年十一月二十二日

大津町社会福祉協議会

新年名刺交換簿受付

十二月十五日まで

新生活運動の一環として新年の越礼を發止し家族そろつて楽しい正月を過していくために町では本年も「名刺交換博」を受付けることになりました。

申込み要領は次の通りです

申込〆切 十二月十五日

住所、氏名（役職勤務先）記入の上五倍以上添えてお申込み下さい。

申込先 大津町中央公民館・大津町役場総務課



源川児童委員

年末の印鑑証明は どうぞ早目に

年末となり印鑑証明の需用が一段と増加して参ります。
今年は印鑑事務も他の事務と同様御用納めの二十八日迄とし、二十九日以降は取扱ませんので、年末どうしても必要の方はそれ迄に請求下さい。



よい子の集り

引水子供会

外には冷たい古枯が吹いて居ります。大人は炉側で談笑して居ります。

お父さん、お母さん火の用心
マツチ一本火事のもと カチ／＼

どこからか子供達の元気な声が聞えて来ます子供会の皆さん本当に御苦労さん。

日曜日には公民館神社、道路等が子供会員の手により自主的に清掃されて居ります。

部落の入口には「村を美しくしませう」「村を明るくしましよう」等が子供達の手で描れ部落民に呼びかけて居ります。竹筒には秋の花が差入れられ道行通う人々に喜ばれて居ります。

子供会の皆さん本当に有難う



養老院の近況

衛生管理には特に注意しています

昭和三十五年四月一日の創立以来の入所者は六十八名ですが、途中不幸にして老衰及び病氣のため死にされた方が十名（男六名女四名）転出者四名で現在は五十四名です。これら老人の前途に健康にして樂しき日々を送っていたために毎週一回は看護師の健康診断を行い、健常相談及び血圧測定は勿論、便所の消毒、炊事場、洗面所の清潔などに充分の注意を払い又適当な機会を見ては特に健康上の指示を行っています。現在は病者は静養室に五名収容し特別の治療、施設を行っています。各自室にて普通の生活を致しています。然の中には高血圧、神経痛、喘息など軽度の所謂老人病の方が十二、三名はあり注意ながら常に看護師の指示を受けて、対症療法を行い毎日を送っています。

一方軽度の運動は健康上必要なことでありますので大体週二回位は院内の清掃、庭の草取り等も致しており季節の草花もきれいに咲いています。如何に健康に注意していくても老令の者ばかりで軽度の場合は院内で治療し、重症の場合又は手術を要する場合はそれへの専門の病院に入院させて充分の治療を致しています。何分にも老令の者ばかりなので「軽ばぬ先の枝」をモットーに治療よりも予防に充分注意を払う必要を痛感している次第です。

養老院日誌
上野幸太郎（菊陽村）養老院へ
上野幸太郎（菊陽村）養老院より当院へ
信金角藏尾本養老院より當院へ
信金角藏尾本養老院より當院へ
知事さん及都公社協議會長さんから見舞金贈らる
岩坂老人クラブ〇名来院慰問品贈らる
本田誠一さん（大津町）から週間誌多数贈らる
西村ツルエさん（大津町新村）から茄子、カボチャ等贈らる
るる

一〇、二八 南都忍さん（大津町室）煙草贈らる

一〇、六 糸永ハナエさん（大津町新村）から味噌漬、ヨマ等贈らる

七 代表大塚キミ子さん（大津中学校三ノ七）から折鶴一、五〇〇羽贈らる

八、一 西本町会議長さんから朝日グラフ贈らる

八、一 高松政義さん（大塚町塘司）から神酒贈らる

八、二 大津高校白虎、紫龍代表樋原セイ子さん、船田和代さんから貞金贈らる

八、四 斎藤キクネさん（大津町土大津）から草花多数贈らる

八、一九 村田文作浪曲の慰問さる

八、二七 板垣妙泉さん（宝大師）幻灯及び法話紫藤三平さん（大津町杉木）から物乾多數贈らる

八、二九 木村栄一さん（大津小学校前）天津羽衣座多數贈らる

八、三〇 中田文作浪曲の慰問さる

一、一 田村文蔵さん（大津町室）イチゴ苗多数贈らる

一、二 木津川千代満、藤間貴久満さん外十八人、慰問演芸及び慰問品贈らる

一、四 富永ヤス子さん外有志の方から木炭贈らる

一、八 大津町役場職員組合からグラフ贈らる

一、五 松本常任監査員から週間誌贈らる

二、二 水源町婦人会（代表久保田さん）の皆さんから衣類二十五点及び週間誌贈らる

申上げます